

医療機関指定事項

令和 8 年 2 月～

生活保護法指定医療機関・感染症法（結核）指定医協機関

- 原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関・肺がん検診精密検査実施協力医療機関
- 胃がん検診精密検査実施協力医療機関・大腸がん検診精密検査実施協力医療機関
- 前立腺がん検診精密検査実施協力医療機関・緊急肝炎ウイルス検査事業埼玉県協力医療機関
- 埼玉県住所地外小児予防接種相互乗り入れ協力医療機関・認知症サポート医
- 身体障害者福祉法（肝機能障害）指定医・身体障害者福祉法（腎臓機能障害）指定医
- 身体障害者福祉法（心臓機能障害）指定医
- 難病法指定医療機関

関東信越厚生局長への届出に関する事項

《基本診療料の施設基準》

- 時間外対応加算 I ・ 明細書発行体制等加算
- 一般名処方加算 1・2 ・ 有床診療所入院基本料IV
- 有床診療所一般病床初期加算・夜間緊急体制確保加算
- 医師配置加算 I ・ 看護配置加算 I
- 夜間看護配置加算 II ・ 看取り加算

《特掲診療料の施設基準》

- 在宅時医学総合管理料・施設入居時医学総合管理料
- がん治療連携指導料・肝炎インターフェロン治療計画料
- CT撮影及びMRI撮影（CT16列以上 64列未満のマルチスライス型の機器による場合）
- 小児外来診療料・医療機器安全管理料 I
- がん性疼痛緩和指導管理料・糖尿病合併症管理料
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算・透析液水質確保加算
- 在宅療養支援診療所 3・在宅患者がん総合診療料
- 地域包括診療料 2・介護保険（医師居宅療養管理指導 II-1）

入院基本料に関する事項

《入院病棟に施設基準》

- 有床診療所入院基本料 4（看護職員配置 7人以上）